第３編船舶及び浮体係留施設の製造（修繕）工事

第１章共通仕様書

第２章施工管理基準

第３章写真管理基準

第１章　共通仕様書

第１節　総　　則

１－１－１　適　　用

１．この共通仕様書は、名古屋港管理組合が発注する船舶及び浮体係留施設の製造（修繕）これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る名古屋港管理組合工事請負契約約款（契約書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

２．受注者は、この共通仕様書の適用にあたっては、名古屋港管理組合請負工事監督要綱（以下「監督要綱」という。）及び名古屋港管理組合請負工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完了検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令第 167 条の 15 に基づくものであることを認識しなければならない。

３．契約図書に添付されている設計書、図面、特記仕様書、現場説明書（入札説明書を含む。）及び現場説明に対する質問回答書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

４．特記仕様書、図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に記載された数値に相違がある場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

５．設計図書は、SI 単位を使用するものとする。SI 単位については、SI 単位と非 SI 単位が併記されている場合は()内を非 SI 単位とする。

６．受注者は、実施仕様書、計算書及び工事に必要な詳細図その他監督職員に提出する書類など全て SI 単位を使用するものとする。なお、非 SI 単位の使用が認められているものについては、この限りではない。

７．工事は、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課「機械工事共通仕様書（案）」（以下「国土交通省機械工事共通仕様書(案)」という。）第 2 章機器及び材料、第 3 章共通施工及び第 19 章鋼製付属設備を準用する。

８．すべての設計図書は、相互に補完するものとする。

１－１－２　用語の定義

１．「監督職員」とは、契約書第 9 条の規定に基づき発注者が選任しその職及び氏名を受注者に通知した者をいい、総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員を総称していう。

２．「総括監督員」とは、監督総括業務を担当し、受注者に対する指示、承諾又は協議で重要なものの処理、関連工事の調整で重要なものの処理、並びに、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合の建設部長に対する報告等を行うとともに、主任現場監督員及び現場監督員の指揮並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

３．「主任現場監督員」とは、現場監督総括業務を担当し、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものは除く。）の処理、工事の施工のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等（軽易なものを除く。）の承諾、工程の管理、施工状況検査、立会、工事材料の試験若しくは検査（他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む。）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く。）、並びに、設計図書の変更（重要なものを除く。）、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合の総括監督員に対する報告を行うとともに、現場監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

４．「現場監督員」とは、一般監督業務を担当し、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、工事の施工のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等で軽易なものの承諾、工程の管理、施工状況検査、立会、工事材料の試験若しくは検査（重要なものを除く。）並びに、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合の主任現場監督員に対する報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

５．「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

６．「設計図書」とは、設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

７．「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

８．「共通仕様書並びに標準仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

９．「特記仕様書」とは、共通仕様書並びに標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定めた図書をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

10．「現場説明書」とは、現場説明時に発注者が入札参加者に対して当該工事の契約条件等を説明するための書類で、契約書に添付された書面をいう。

11．「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対して発注者が回答し、契約書に添付された書面をいう。

12．「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び工事完成図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

13．「実施仕様書」とは、設計図書に基づき、受注者が仕様を明確にするために作成する書面をいう。

14．「計算書」とは、設計図書及び実施仕様書に基づき、受注者が作成する詳細図にかかわる、強度、機能、数量の計算書をいう。

15. 「詳細図等」とは、設計図書に基づき、受注者が作成する製作及び据付上必要となる図面をいう。
16. 「工事完成図書」とは、工事完成時に納品する実施仕様書、計算書、詳細図、施工管理記録、数量表、購入品等機器一覧表及び取扱説明書をいう。
　なお、完成図書は、国土交通省総合政策局建設施工企画課発行「機械工事完成図書作成要領(案)」(以下「国土交通省機械工事完成図書作成要領(案)」という。）及び名古屋港管理組合電子納品運用ガイドライン（案）に基づき作成するものとする。
17. 「施工図」とは設計図書を踏まえて作成される図面のうち、当該設備の維持、修繕、改修、更新等のために必要なすべての部材の位置・組合せ、機器・部品等の形状、配管・配線等個々の機材、施工方法について、受注者独自の施工技術に基づき、現地条件に対応した設備、機器の構造、接続・支持方法、納まり、制御システム等の詳細及び電子計算機で検討した経緯等を示す図面として作成されたもののうち、当該設備に限り使用権を発注者に委譲したものをいう。
　なお、施工図は、「国土交通省機械工事完成図書作成要領(案)」及び名古屋港管理組合電子納品運用ガイドライン（案）に基づき作成するものとする。
18. 「設計書」とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
19. 「指示」とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
20. 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
21. 「承諾図書」とは、受注者が設計図書の設備仕様に対し構成機器等を決定した根拠となる実施仕様書、計算書及び詳細図等を含む図書をいう。
　承諾図書の承諾とは、発注者若しくは監督職員と受注者が書面により、着工後の大きな手戻りによる双方の損害を回避するため、土木施設との関連、管理者の観点等からの照査の目的で行う確認行為である。
22. 「協議」とは、契約図書の定めに基づき、発注者又は監督職員と受注者が書面により契約履行上必要な事項を対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
23. 「提出」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
24. 「提示」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員又は検査職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
25. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について、書面により知らせることをいう。
26. 「通知」とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面によりお互いに知らせることをいう。
27. 「連絡」とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

28. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。

ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メール等の文章でのこる手段により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

29. 「確認」とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
30. 「立会」とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることを言う。
31. 「施工状況検査」とは、契約書第 9 条第 2 項第 3 号の規定に基づく「工事の施工状況の検査」をいい、監督職員が設計図書の規定に従い、現場代理人又は現場代理人が指定する者が臨場して、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が出来形、品質、数量等の確認をすることをいう。
32. 「材料検査」とは、契約書第 9 条第 2 項第 3 号の規定に基づく「工事材料の試験若しくは検査」をいい、監督職員が設計図書の規定に従い、現場代理人又は現場代理人が指定する者が臨場して、受注者の材料の品質を証明する資料に基づき、監督職員が工事材料の試験又は検査を行うことをいう。
33. 「工事検査」とは、検査職員が契約書第 32 条、第 38 条及び第 39 条に基づいて給付完了の確認を行うことをいう。
34. 「検査職員」とは、契約書第 32 条に基づき､工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
35. 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾した試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
36. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
37. 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
38. 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む。または製作がある場合はそれを含む。)の初日をいう。
39. 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
40. 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
41. 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
42. 「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。
43. 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所並びに設計図書で明確に指定される場所をいう。
44. 「SI」とは、国際単位系をいう。
45. 「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

46. 「JIS」とは、日本工業規格をいう。

１－１－３　設計図書の照査等

１．発注者は、受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書、機械工事施工管理基準等市販、公開されているものについては受注者が備えるものとする。

２．受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る「条件変更等」の設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

　なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合はこれに従わなければならない。

３．受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

１－１－４　工程表

受注者は、契約書第 3 条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

１－１－５　提出図書

受注者は次の図書を監督職員に提出しなければならない。

１．工事着手前に提出するもの。

(1) 施工計画書

２．工事着手前に提出し承諾を受けるもの。

(1) 承諾図書

(2) その他特記仕様書に記載したもの

３．工事進捗にあわせて提出するもの。

(1) 工事日報

(2) 材料試験成績表

(3) 工事打合せ簿（指示・協議・承諾・提出・届出）

(4) 履行報告書

(5) 品質管理図表

(6) その他特記仕様書に記載したもの

４．工事完成時に提出するもの。

(1) 完成図書

(2) 施工図

(3) 工事写真

(4) 完了図（複写図 3 部、図面データ 1 式（TIFF データ及び CAD データ：名古屋港管理組合電子納品運用ガイドライン（案）に基づき作成すること。））

(5) 保全に関する資料

ア．機器取扱い説明書

イ．機器性能試験成績書

ウ．官公署届出書類
エ．主要機器一覧表
オ．総合調整報告書又は総合調整試験成績書
(6) 施工管理記録
(7) その他特記仕様書に記載したもの

１－１－６　施工計画書

１．受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。

この場合受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

ただし、受注者は簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

(1) 工事概要
(2) 計画工程表
(3) 工場及び現場組織表(品質管理組織表を含む)
(4) 主要船舶・機械
(5) 施工要領
① 製作要領
② 溶接要領
③ 塗装要領
④ 輸送要領
⑤ 主要資材
⑥ 据付要領(主要船舶･機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
⑦ 確認・検査要領
(6) 施工管理計画(出来高、品質、写真等)
(7) 安全管理(工場、現場)
(8) 指定機械
(9) 緊急時の体制及び対応
(10) 交通管理
(11) 環境対策
(12) 現場作業環境の整備
(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
(14) その他

２．受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

３．受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員から指示された事項があった場合は、詳細に記載した施工計画書を、指示された時までに提出しなければならない。

１－１－７　承諾図書

１．受注者は、設計図書記載の所定の期間内又は監督職員と協議して定めた期間内に承諾図書を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

２．承諾図書の承諾は、受注者の責任による設計に基づく工事着工をあくまで発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって受注者の責務（瑕疵担保責任等）が免責又は軽減されるものではない。

３．受注者が提出する承諾図書の内容は以下のとおりとする。

なお、監督職員がその事項について補足を求めた場合には、これに従うものとする。

(1) 実施仕様書

①　工事概要

②　設計条件

③　実施仕様

（ア）詳細仕様

（イ）使用材料

（ウ）構造説明

（エ）その他必要なもの

(2) 計算書

①　設計計算書

②　計算根拠

③　その他必要なもの

(3) 詳細図等

①　全体図

②　平面図

③　断面図

④　詳細図

⑤　制御フロー図

⑥　単線結線図

⑦　その他必要なもの

(4) その他

１－１－８　承諾済の承諾図書

契約書第 15 条 7 項、第 17 条 1 項、第 18 条 5 項、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条 1 項及び第 41 条 2 項に定める規定を除き、承諾済の承諾図書を変更しようとするときは、軽微なものを除き、発注者と協議するものとする。

１－１－９　受注者による発注者の図面の使用

設計図書及び発注者又は監督職員から提出・提示された資料の内容については、発注者が所有権を有するものとする。

受注者は、これらの資料を発注者の同意を得ないで契約遂行目的以外の使用、複製又は第三者に開示してはならない。

１－１－１０ 監督職員

１．当該工事における監督職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。

２．監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

１－１－１１ 工事用地等の使用

１．受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

２．設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。

この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠又は鉄筋作業場等自ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

３．受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

４．受注者は、第 1 項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完了前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。

５．発注者は、第 1 項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。

この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができないものとする。

6.受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

１－１－１２ 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事に着手しなければならない。

１－１－１３ 工事の下請負

１．受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

(2) 下請負者が名古屋港管理組合の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。

(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

２．受注者は、建設工事を下請負に付する場合には、監督職員を通じて、あらかじめ工事下請負届を発注者に提出しなければならない。

なお、受注者が、警備業務及び各種試験業務等（積み上げ積算計上対象業務）を下請負に付する場合においても、工事下請負届に記載する。

１－１－１４ 受注者相互の協力

受注者は、契約書第２条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

１－１－１５ 調査・試験に対する協力

１．受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

２．受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

３．受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また工期経過後においても同様とする。

４．受注者は、当該工事が発注者の実施する施工情報調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また工期経過後においても同様とする。

5.受注者は、当該工事が発注者の実施する低入札価格調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

６．受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

１－１－１６ 工事の一時中止

１．発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-54 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合。

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不適当と認めた場合。

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合。

２．発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができるものとする。

３．前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。

また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

１－１－１７ 設計図書の変更等

１．設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

２．工事の契約後、設計図書の内容に変更が生じた場合において、発注者又は受注者の発議による協議のうえ、設計図書の内容変更並びに請負代金額の変更を行う。

ただし、受注者からの発議に基づく設計図書の内容変更のうち、設計図書に示した目的及び機能が同等と監督職員が判断し、承諾した設計図書の内容については請負代金額の変更を行わないものとする。

この場合、監督職員は必要に応じ受注者に対し、これらの技術的証明又は必要な資料の提出を求め、打合せを行うものとする。

３．請負代金額の変更を伴う設計図書の内容変更は、次によるものする。

監督職員の文書による指示により、設計図書に示された設計条件、設計基準、仕様、材質、構造及び操作、制御方法等並びに施工方法の変更を行った場合、発注者と受注者は協議のうえ、指示した日を基準日とし変更するものとする。

請負代金額の変更は、設計図書に示した仕様並びに数量を基本として、変更に係わる部分についてのみ行うものとする。

１－１－１８ 工期変更

１．契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 41 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

２．受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

３．受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

４．受注者は、契約書第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

５．受注者は、契約書第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

１－１－１９ 支給材料及び貸与物件

１．受注者は、発注者から支給材料及び貸与物件を契約書 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

２ 受注者は支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

３．受注者は、工事完了時(完了前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)に支給材料精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

４．受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の 14 日前までに監督職員に提出しなければならない。

５．契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。引渡場所からの積込み、荷卸を含む運搬に係る費用は受注者の負担とする。

６．受注者は、契約書第 15 条第 9 項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

また、返還に要する費用は受注者の負担とする。

７．受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

８．受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。

９．支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

１－１－２０ 工事現場発生品

１．受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

２．受注者は、本条第 1 項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

３．受注者は、前 2 項以外の現場発生品を自らの責任と費用で処分しなければならない。

１－１－２１ 建設副産物

1.受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合は、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあっては、監督職員の承諾を得なければならない。

2.受注者は、工場製作工に係るものを除く産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニュフェスト）又は電子マニュフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員にその写しを提出しなければならない。

3.受注者は、建設発生土が搬出される工事にあたっては、監督職員から請求があった場合は、建設発生土の搬出伝票を提示しなければならない。

4.受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審査官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、名古屋港管理組合建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱（以下「ガイドライン実施要綱」という。）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

5.受注者は、ガイドライン実施要綱第 18 条の規定に基づき、次の（1）から（2）、（4）から（7）及び（9）から（12）の計画書等を施工計画書に含め、監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、（1）から（4）の各実施書及び（8）の公共工事特定調達物品品等実績表を工事完了時に監督職員に提出しなければならない。

（1）再生資源利用計画書（実施書）（CREDAS 打ち出し様式 1）
（2）再生資源利用促進計画書（実施書）（CREDAS 打ち出し様式 2）
（3）再資源化等報告書
（4）建設廃棄物処理計画書（実施書）（様式 5）
（5）大規模建設工事の産業廃棄物処理計画書の写し及び大規模建設工事の産業廃棄物処理状況報告書の写し
（6）建設汚泥再生利用計画届出書の写し建設汚泥再生利用状況報告書の写し
（7）特定産業廃棄物等保管届出書（又は特定産業廃棄物保管届出書）の写し
（8）公共工事特定調達物品等実績表
（9）建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し
（10）収集運搬業者及び処分業者の許可証の写し
（11）廃棄物処理委託契約書（受注者が、収集運搬業者及び処分業者と契約したものをいう。）の写し
（12）運搬ルート図
（13）マニフェストの写し

6.受注者は、ガイドライン実施要綱第 19 条の規定に基づき、工事完了時に提出する前項（1）から（2）の再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書については、建設リサイ

クルデータ統合システム-CREDAS 入力システム-により入力した電子データと打ち出し様式の2 種類で提出しなければならない。

また、受注者は、工事完了時に提出する前項（4）及び（8）の建設廃棄物処理実施書及び公共工事特定調達物品等実績表については、電子データと打ち出し様式の２種類で提出するものとする。

7.受注者は、建設リサイクル法通知済ステッカーを監督職員から受領し、工事現場の標識など公衆が見やすい場所に貼付するものとする。

8.舗装の切断作業時に発生する排水の処理は、以下の通り適正に行うこと。

（1）舗装切断時に発生する排水又は粉塵の回収、処理方法については、事前に監督職員に提出するものとする。

（2）排水が発生する場合は、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、当該排水については建設廃棄物として適正に処理をするものとする。

（3）排水が発生しない工法（空冷式等）により施工する場合は、粉塵を吸引する装置と併用するなど、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、回収した粉塵については、特定建設資材として適正に処理するものとする。

（4）排水又は粉塵の処理後は、監督職員に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出するものとする。

１－１－２２ 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等

1．受注者は設計図書に従って、監督職員の材料検査、施工状況検査及び立会を受ける場合、事前に監督職員に通知しなければならない。

2．監督職員は、工事が契約図書どおりに行われているかを確認するため、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。また、製作工場に立ち入る場合にあっては、あらかじめ別に定める立会願を監督職員に提出しなければならない。

3．受注者は、監督職員による検査(確認を含む)及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督職員が製作工場において監督職員による検査(確認を含む)及び立会を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4．監督職員による検査(確認を含む)及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

5．受注者は、契約書第 9 条第 2 項第 3 号、第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項若しくは同条第2 項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査(確認を含む)に合格した場合にあっても、契約書第 17 条及び第 32 条に規定する義務を免れないものとする。

6．施工状況検査は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

（1）受注者は、施工状況検査一覧表に示す施工段階において、施工状況検査を受けなければならない。

（2）受注者は、事前に施工状況検査に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から施工状況検査の実施について通知があった場合には、受注者は、施工状況検査を受けなければならない。

(3) 受注者は施工状況検査に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を工事完了時までに提出しなければならない。

(4) 受注者は、監督職員に完了時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

７．監督職員は、設計図書に定められた施工状況検査において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

８．発注者又は監督職員が立会する施工状況検査項目は、設計図書に示すとおりとするものとする。また、監督職員から施工状況検査の実施について通知があった場合には、受注者は、施工状況検査を受けなければならない。

９．低入札価格調査制度の調査対象となった工事及び主たる工種であって「NETIS」等の新技術・新工法等を採用した工種については、重点監督を行うものとする。

１－１－２３　試運転及び諸試験

１．試運転および諸試験の項目は設計図書によるものとし、受注者は、試運転および諸試験について、試験法案を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

２．受注者は、関係法令に基づく関係官庁の検査が必要な場合は、これを受検し、合格すること。なお、船舶安全法に基づく定期検査および中間検査に当たる場合は、「船舶検査の方法」等を熟知し、関係官庁および監督職員と十分な協議を行い、これを行うこと。また、これに必要な費用は、すべて受注者が負担するものとする。

３．関係官庁の検査により実施した項目は、設計図書による試運転および諸試験の項目を兼ねることができるものとする。

４．受注者は、試運転および諸試験を行った結果を取りまとめて、監督職員へ提出するものとする。

１－１－２４　数量の算出

１．受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量等を実施しなければならない。なお、出来形測量及び数量の算出等は受注者の負担により行うものとする。

２．受注者は、設計図書又は監督職員が承諾した受注者の提出図書に従って、設計数量をもとに出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時までに監督職員に提出しなければならない。

出来形測量の結果が設計図書の寸法に対し、「第 2 章工事管理基準」又は設計図書に定める規格値を満足していれば、出来形数量とする。

１－１－２５ 完成図書および施工図

１．受注者は、工事完了時に、受注者の費用負担により完成図書および施工図を「国土交通省機械工事完成図書作成要領(案)」及び名古屋港管理組合電子納品運用ガイドライン（案）により作成し、監督職員に提出しなければならない。

また、電気通信設備工事にあっては、工事完了時に工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。

ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て、書類の一部の提出を省略することができる。

① 出来形、品質管理資料
② 施工計画書
③ 完成図面
④ 工事写真

２．受注者は、設備の改造、機器更新等を施工し、既存の施工図の内容と相異が生じる部分が発生した場合、施工図の内容の追加および修正を受注者の費用負担により実施するものとする。

３．受注者は、名古屋港管理組合「電子納品運用ガイドライン（案）」に基づき作成した電子データを電子媒体で提出しなければならない。

１－１－２６ 発注者による完成図書等の使用

1.発注者による使用

完成図書は、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む場合があるほか、完成図書が著作物にあたる場合、その著作者は著作権および著作者人格権を有している。この点、完成図書に関する著作者人格権を移転することは出来ないが、著作権や物としての所有権は発注者に移転できるものとする。

また、企業の統合により、設計製作過程の技術情報やノウハウ等の企業秘密とされるものを含む技術が継承される場合も同様な扱いとする。

2.第三者への開示

発注者は、受注者の承諾のない限り完成図書を第三者に開示してはならない。ただし、以下の場合については第三者に開示できるものとする。

・改造、修繕において、施工に携わった受注者が存続しなくなった場合で継承者がいない場合、施工に必要となる図書等を当該改造、修繕等の受注者が使用する場合。
・運転、点検、軽微な修繕等において必要となる図書等を当該業務等の受注者が使用する場合。ただし、運転、点検、軽微な修繕等に必要となる図書等は、発注者と協議のうえ、完成図書において分冊とし、その旨表示する。

１－１－２７ 品質証明

受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によらなければならない。

１．品質証明に従事する者(以下「品質証明員」という。)が工事施工途中において必要と認める時期及び検査(完了、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。)の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。

２．品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。

３．品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。

４．品質証明員の資格は、同種工事において5年以上の技術経験、若しくは社内の検査・品質管理部門において5年以上の経験を有する者とする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

５．品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

１－１－２８ 工事完了検査

１．受注者は、契約書第 32 条の規定に基づき、完了届を監督職員に提出しなければならない。

２．受注者は、完了届を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示される全ての工事が完了していること。

(2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。

(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。

(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

３．発注者は、完了検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

４．検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 工事の目的物について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。

(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

５．検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。

６．修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 32 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。

７．受注者は、当該工事完了検査については、1-1-22 第 3 項の規定を準用する。

１－１－２９ 既済部分検査等

１．受注者は、契約書第 38 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第 39 条第 1 項の工事の完了の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

２．受注者は、契約書第 38 条に基づく部分払の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

３．検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。

(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

４．受注者は、検査職員の指示による修補については、1-1-28 第 5 項の規定を準用する。

５．受注者は、当該既済部分検査については、1-1-22 第 3 項の規定を従うものとする。

６．発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

１－１－３０ 中間検査

１．受注者は、契約書第 31 条の規定に基づく、中間検査を受けなければならない。

２．中間検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。

３．中間検査の時期選定は、受注者の意見を聴いて発注者が行うものとし、発注者は中間検査に先立って監督職員を通じて受注者に中間検査日等必要な事項を通知するものとする。

４．検査職員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

⑴ 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質、性能及び出来ばえの検査を行う。

⑵ 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

５．受注者は、当該中間検査については、1-1-22 第 3 項の規定を準用するものとする。

１－１－３１ 部分使用

１．発注者は、契約書第 34 条の規定に基づき、受注者の同意を得て当該工事に係わる部分について工事完成前に部分使用できるものとする。

２．受注者は、発注者が第 1 項により部分使用を行う場合には、検査職員による品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。

１－１－３２ 施工管理

１．受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

２．監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

(1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合

(2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合

(3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

３．受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完了後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。また、表示板には、間伐材を使用するものとする。

４．受注者は契約図書に適合するよう工事を施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。

５．受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

６．受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。

また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

７．受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

８．受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

９．受注者は、計画工程表に基づき、規定の工期内に工事が円滑に完了するよう工程管理を行わなければならない。また、工事の重要段階では、短期の工程表を作成し工程の遅延を防止するものとする。

10．受注者は、「第２章施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完了時に監督職員へ提出しなければならない。

ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、「工事施工管理基準及び規格値」が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

11．受注者は、工事の施工にあたり制限区域（国際航海船舶及び国際港湾施設の保全の確保等に関する法律に基づく重要国際埠頭施設）へ立入りが必要となる場合は、監督職員と協議しなければならない。

また、制限区域に立入ろうとする全ての者に対し、制限区域の入口で警備員から 3 点確認が実施されるため、本人確認、所属確認、目的確認ができるものを準備し、警備員の指示に従うこと。

【3 点確認】

本人確認：身分証明書の写真等との照合により、本人であることを確認

所属確認：身分証明書の情報により、所属する事業者を確認

目的確認：搬出入票の確認等により、立入りの目的について確認

１－１－３３ 主任技術者及び現場代理人

１．受注者は、契約書第 7 条に規定する現場代理人、主任技術者又は専門技術者を定め、工事請負契約締結後 14 日以内に所定の様式により経歴書を添付し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

なお、主任技術者の経歴書には、以下に示す必要な資格を証する合格証明書等の写しを添付するものとする。

主任技術者の必要とする資格

(1) 小型船造船業法における主任技術者の資格

(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校を含む。以下同じ。）において、造船に関する学科を修得して卒業した後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関して 3 年以上の実務の経験を有する者

(3) 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による実業学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校において、造船に関する学科を修得して卒業した後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関して 7 年（小型鋼船修繕業に係る主任技術者の場合にあっては、5 年）以上の実務の経験を有する者

(4) 鋼製の般船の製造又は修繕に関して国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者

１－１－３４ 履行報告

受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき、履行報告書を監督職員に提出しなければならない。

１－１－３５ 工事関係者に対する措置請求

１．発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２．発注者又は監督職員は、主任技術者、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

１－１－３６ 工事中の安全確保

１．受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 21 年 3 月 31 日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日)、港湾工事安全施工指針((社)日本埋立浚渫協会)「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」および「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

２．受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

３．受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。

4.受注者は、密閉部等通気が充分でない場所での作業を行う場合、「酸素欠乏症等防止規則」に基づき、酸素濃度及び硫化水素濃度を測定したうえで酸素欠乏症等に対する防止措置を講じるものとする。

５．受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

６．受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

７．受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

８．受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

９．受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

10. 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

11. 受注者は、据付工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

    (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
    (2) 当該工事内容等の周知徹底
    (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
    (4) 当該工事における災害対策訓練
    (5) 当該工事現場で予想される事故対策
    (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

12. 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

13. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、監督職員に提出しなければならない。

14. 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海上保安部、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

15. 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

16. 受注者は、東海地震注意情報が発せられた場合には、工事中断の措置をとるものとし、これにともなう必要な補強・落下防止等の保全措置を講じるとともに、第１編 1-1-50 臨機の措置の規定によらなければならない。

    上記保全措置については、第１編 1-1-6 施工計画書の (8)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。

    受注者は、上記の地震に限らず、震度４以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督職員に報告するものとする。

17. 監督職員が、労働安全衛生法第 30 条第１項に規定する措置を講じるものとして、同条第２項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

18. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

19. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。

20. 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。

21. 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

22. 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり、補修しなければならない。

23. 受注者は、足場の設置による安全な作業床の確保をしなければならない。

１－１－３７ 潜水作業従事者

受注者は、潜水作業を行う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水作業従事者を配置するものとする。

１－１－３８ 海上起重作業船団の船団長

受注者は、海上起重作業船団により作業を行う場合は、「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領」により船団長を配置するものとする。

１－１－３９ 爆発及び火災の防止

１. 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。

(1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を監督職員に提示しなければならない。

(2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

２. 受注者は、火気の使用については、以下の規定による。

(1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。

(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

１－１－４０ 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

１－１－４１ 事故災害発生報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する期日までに、事故災害発生報告書を提出しなければならない。

１－１－４２ 環境対策

１．受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

２．受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意を持ってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。

３．受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。

４．受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を｢海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律｣に基づき、適切な措置をとらなければならない。

５．受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。

また、工事の廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

６．受注者は、工事の施工にあたり以下に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「オフロード法」という。）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日付け国総施環第 291 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号、最終改正平成 24 年 3 月 23 日付け国土交通省告示第 318 号）」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号、最終改正平成 23 年 7 月 13 日付け国総環リ第 1 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、工事完了時に、監督職員に提出しなければならない。

機　　種	備　　考

<table>
<tr><td>一般工事用建設機械
・バックホウ
・トラクタショベル（車輪式）
・ブルドーザ
・発動発電機（可搬式）
・空気圧縮機（可搬式）
・油圧ユニット
（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガー、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン）</td><td>ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5KW 以上 260KW 以下）を搭載した建設機械に限る。
ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td></tr>
<tr><td colspan="2">・オフロード法の基準適合表示が付されているものまたは特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの
・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</td></tr>
</table>

7．受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

8．受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

9．受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（「グリーン購入法」という。）」第 10 条及び「名古屋港管理組合環境物品等の調達の推進を図るための方針」に定められた特定調達品の使用を積極的に推進するものとする。

１－１－４３ 文化財の保護

１．受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

２．受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

１－１－４４ 交通安全管理

１．受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 28 条によって処置するものとする。

２．受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

３．受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

４．受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について監督職員、道路管理者および所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成 24 年 2 月 27 日改正内閣府・国土交通省令第 1 号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)、道路工事現場における表示施設等の一部改正について（局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

５．受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

６．受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

７．発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

８．受注者は、設計図書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

９．公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

10．工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

11．受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

12．受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。

なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ通知しなければならない。

13．受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ通知しなければならない。

14．受注者は、安全管理については、下記によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、安全管理を実施しなければならない。

(1) 交通規制および標識

① 受注者は、設計図書に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。

② 受注者は、夜間開放時には保安灯等を設置するものとし、工事期間中は保安灯・バリケード等の保守点検を実施しなければならない。

③ 受注者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より１ヶ月以上前に監督職員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。

なお、実施にあたっては規制の計画を監督職員に提出するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。

④ 受注者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。

また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成し、施工計画書の（10）交通管理に記載しなければならない。

(2) 交通誘導警備員

受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差点道路に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備

員」という。）を配置し、その配置位置、条件を施工計画書に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。

15. 受注者は、道路工事保安施設設置基準（案）により配置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあっては停電時に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。

16. 受注者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。

17. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成 23 年 12 月 26 日改正 政令第 424 号)第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

また、道路交通法施行令（平成 25 年 11 月 13 日改正政令第 310 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については 4.1m）
重量・総重量	20.0ｔ(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0ｔ)
軸重	10.0ｔ
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18ｔ(隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5ｔ以下の場合は 19ｔ)、1.8m以上の場合は 20ｔ
輪荷重	5.0ｔ
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

１－１－４５ 施設管理

受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)又は部分使用施設(契約書第 34 条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は契約書第 9 条の規定に基づき処理されるものとする。

１－１－４６ 諸法令の遵守

1．受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示すとおりである。

(1) 会計法 (昭和 22 年法律第 35 号)
(2) 船舶法 (明治 32 年法律第 46 号)
(3) 造船法 (昭和 25 年法律第 129 号)

(4) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)
(5) 下請代金支払遅延等防止法 (昭和 31 年法律第 120 号)
(6) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
(7) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
(8) 作業環境測定法 (昭和 50 年法律第 28 号)
(9) じん肺法 (昭和 35 年法律第 33 号)
(10) 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)
(11) 労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号)
(12) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)
(13) 中小企業退職金共済法 (昭和 34 年法律第 160 号)
(14) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和 51 年法律第 33 号)
(15) 出入国管理及び難民認定法 (平成 3 年法律第 94 号)
(16) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)
(17) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)
(18) 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号)
(19) 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号)
(20) 砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)
(21) 地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)
(22) 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)
(23) 海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号)
(24) 港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号)
(25) 港則法 (昭和 23 年法律第 174 号)
(26) 水路業務法 (昭和 25 年法律第 102 号)
(27) 漁港漁場整備法 (昭和 25 年法律第 137 号)
(28) 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)
(29) 航空法 (昭和 27 年法律第 231 号)
(30) 公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号)
(31) 軌道法 (大正 10 年法律第 76 号)
(32) 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)
(33) 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号)
(34) 火薬類取締法 (昭和 25 年法律第 149 号)
(35) 大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)
(36) 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)
(37) 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)
(38) 湖沼水質保全特別措置法 (昭和 59 年法律第 61 号)
(39) 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)
(40) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
(41) 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)
(42) 砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号)

（43）電気事業法　（昭和 39 年法律第 170 号）
（44）消防法　（昭和 23 年法律第 186 号）
（45）測量法　（昭和 24 年法律第 188 号）
（46）建築基準法　（昭和 25 年法律第 201 号）
（47）都市公園法　（昭和 31 年法律第 79 号）
（48）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律　（平成 12 年法律第 104 号）
（49）土壌汚染対策法　（平成 14 年法律第 53 号）
（50）駐車場法　（昭和 32 年法律第 106 号）
（51）海上交通安全法　（昭和 47 年法律第 115 号）
（52）海上衝突予防法　（昭和 52 年法律第 62 号）
（53）海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律　（昭和 45 年法律第 136 号）
（54）船員法　（昭和 22 年法律第 100 号）
（55）船舶職員及び小型船舶操縦者法　（昭和 26 年法律第 149 号）
（56）船舶安全法　（昭和 8 年法律第 11 号）
（57）国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律
（平成 16 年法律第 31 号）
（58）自然環境保全法　（昭和 47 年法律第 85 号）
（59）自然公園法　（昭和 32 年法律第 161 号）
（60）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
（平成 12 年法律第 127 号）
（61）公共工事の品質確保の促進に関する法律　（平成 17 年法律第 18 号）
（62）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
（平成 12 年法律第 100 号）
（63）河川法施行法　（昭和 39 年法律第 168 号）
（64）技術士法　（昭和 56 年法律第 25 号）
（65）漁業法　（昭和 24 年法律第 267 号）
（66）空港法　（昭和 34 年法律第 80 号）
（67）計量法　（平成 4 年法律第 51 号）
（68）厚生年金保険法　（昭和 29 年法律第 115 号）
（69）航路標識法　（昭和 24 年法律第 99 号）
（70）資源の有効な利用の促進に関する法律　（平成 3 年法律第 48 号）
（71）最低賃金法　（昭和 34 年法律第 137 号）
（72）職業安定法　（昭和 22 年法律第 141 号）
（73）所得税法　（昭和 40 年法律第 33 号）
（74）水産資源保護法　（昭和 26 年法律第 313 号）
（75）船員保険法　（昭和 14 年法律第 73 号）
（76）特許法　（昭和 34 年法律第 121 号）
（77）著作権法　（昭和 45 年法律第 48 号）
（78）電波法　（昭和 25 年法律第 131 号）

(79) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
（昭和 42 年法律第 131 号）
(80) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律　（昭和 44 年法律第 84 号）
(81) 農薬取締法　（昭和 23 年法律第 82 号）
(82) 毒物及び劇物取締法　（昭和 25 年法律第 303 号）
(83) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
（平成 18 年法律第 91 号）
(84) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律　（昭和 44 年法律第 57 号）
(85) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律　（平成 17 年法律第 51 号）
(86) 警備業法　（昭和 47 年法律第 117 号）
(87) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
（昭和 15 年法律第 58 号）
(88) ダイオキシン類対策特別措置法　（平成 11 年法律第 105 号）
(89) 悪臭防止法　（昭和 46 年法律第 91 号）
(90) 製造物責任法　（平成 6 年法律第 85 号）
(91) エネルギーの使用の合理化に関する法律　（昭和 54 年法律第 49 号）
(92) 地方自治法　（昭和 22 年法律第 67 号）
(93) 名古屋港管理組合財務規則　（昭和 39 年規則第 7 号）
(94) 県民の生活環境の保全等に関する条例　（平成 15 年条例第 7 号）
(95) 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例　（平成 15 年条例第 2 号）
(96) 愛知県産業廃棄物税条例　（平成 17 年条例第 7 号）

２．受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

３．受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。

１－１－４７ 官公庁等への手続等

１．受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

２．受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

３．受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その写しを監督職員に提出しなければならない。

４．受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。

５．受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

６．受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

７．受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を自らの責任において行わなければならない。

受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

８．受注者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・協議及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督職員に報告し、これにあたらなければならない。

９．受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

１－１－４８ 施工時期及び施工時間の変更

１．受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

２．受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

１－１－４９ 工事測量

１．受注者は、施工上の必要に応じ、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標(仮 BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

なお、測量標(仮 BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。

２．受注者は、施工上の必要に応じ、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

３．受注者は、用地幅杭、測量標(仮 BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。

ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

４．受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受ける恐れのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

５．水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。

１－１－５０ 提出書類

１．受注者は、提出書類を別に定める様式により、監督職員に提出しなければならない。

これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。

２．受注者は、提出書類の内容に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出しなければならない。

３．受注者は、監督職員が特に指示した事項については、さらに詳細な書類を提出しなければならない。

４．受注者は、工事の種類や規模等により提出を必要としないと判断できる書類については、監督職員の承諾を受けたうえで、提出を省略できるものとする。

５．監督職員は、技術的な確認が必要な場合、受注者に対し技術資料・サンプル等の提出を求めることができる。

１－１－５１ 不可抗力による損害

１．受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 29 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害発生通知書により監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。

２．契約書第 29 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。

① 24 時間雨量(任意の連続 24 時間における雨量をいう。)が 80㎜ 以上

② 1 時間雨量(任意の 60 分における雨量をいう。)が 20㎜ 以上

③ 連続雨量(任意の 72 時間における雨量をいう。)が 150㎜ 以上

④ その他設計図書で定めた基準

(3) 強風に起因する場合

最大風速(10 分間の平均風速で最大のものをいう。)が 15m/秒以上あった場合

(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

３．契約書第 29 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 26 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

１－１－５２ 特許権等

１．受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。

２．受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

３．発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法第２条第１項第１号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

１－１－５３ 保険の付保及び事故の補償

１．受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

２．受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

３．受注者は、樹木又は地被植物(芝類・笹類)を植栽する場合、植樹保険を付保しなければならない。ただし、移植工事、根廻し工事、種子吹付工等種子の使用による緑化工事は除くものとする。

４．受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

５．受注者は、雇用者の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

６．労働災害被災者救済のため、労働者災害補償保険法以外の法定外保険等（以下「労災法定外保等」という。）に速やかに加入し、契約書の写し又は証明書を提出する。

保険の内容等は次のとおりとする。

(1) 保険等の対象者は当該工事に従事するすべての労働者であること。

(2) 当該工事の据付工事着工から完了までの全期間が保険期間であること。

１－１－５４ 臨機の措置

１．受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に通知しなければならない。

２．監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象(以下｢天災等｣という。)に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

１－１－５５ 管理記録の整理

受注者は、実施した工事(新設、改造を含む)の施工内容等について維持管理に必要な設備管理記録へ必要事項を適正に記入し、提出しなければならない。

なお、設備管理記録の様式については別途監督職員の指示による。

１－１－５６ 創意工夫

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までに所定の様式により、監督職員に提出することができる。

第２節　船舶修理及び浮体係留施設修理

第１項　一般事項

１－２－１－１　　入出渠または上下架

受注者は、船体の入渠または上架にあたり、船体構造および海水吸入口、船体付機器等の位置を把握したうえで適正に盤木を配置するものとする。

１－２－１－２　　試運転および諸試験

試運転および諸試験は、共通仕様書第 1 章 1-1-23 により行うものとする。

１－２－１－３　　その他

１．受注者は、工事期間中は工事の対象となる修理船舶を善良な管理者の注意をもって管理し、船体各部および各機器の劣化対策を十分行うとともに、工事の施工にあたっては、損傷、汚損防止対策を十分おこなうものとする。

なお、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく、劣化、汚損等については受注者の責で良好な状態に復旧するものとする。

２．受注者は、施工にあたって、不良箇所等発見した場合および関係官庁の指摘があった場合は速やかに監督職員に通知し、その指示に従うものとする。

第２項　錆打塗装部

１－２－２－１　　清掃および錆打

受注者は、ビルジ清掃を行う場合は、船底に溜まったビルジをくみ出した後、スラッジをウエスで除去するものとする。

１－２－２－２　　塗装

１．塗装は、国土交通省機械工事共通仕様書(案)第 3 章共通施工第 5 節塗装および第 6 節防食を準用する。

２．受注者は、上架または入渠直後に喫水線下に付着した海藻貝殻類を除去し、水あか、塩分等の汚水を取り除くため清水洗いを十分行うものとする。

3.受注者は、防食板およびアース銅板（FRP 船用）等に塗装を行わないよう注意する。誤って塗装を行いその機能が発揮できないと認められた場合には、受注者の負担により取替を行うものとする。

第３項　船殻艤装部

１－２－３－１　　一般艤装設備

１．鋼船の板厚の計測を行う場合には、船体を上架または入渠し、計測位置における外板の海藻、貝殻等の付着物および塗装を落とす等して表面を清掃した後に施工するものとする。なお、計測位置については、受注者は、監督職員と協議した上で施工するものとする。

２．受注者は、諸タンク、空所の点検、清掃作業等にあたってはタンク内の換気を十分に行うものとする。また、油タンクの清掃等については、事前にガス検知を実施した上で行うものとする。

３．受注者は、清水タンクの水質検査を行う場合は清水を給水して 24 時間以上経過後に行い、検査結果の記録を監督職員に提出するものとする。

１－２－３－２　　　鉄工事

鉄工事は、国土交通省機械工事共通仕様書(案)第 3 章共通施工第 3 節溶接を準用する。

１－２－３－３　　　軽合金工事

軽合金工事は、国土交通省機械工事共通仕様書(案)第 3 章共通施工第 3 節溶接を準用する。

１－２－３－４　　　ＦＲＰ工事

１．受注者は、積層にあたっては下層の発熱反応が完了して積層面が常温となるまで層を積層してはならない。また、下層が完全硬化する前に次の層を積層するものとする。

２．受注者は、積層作業中の湿度が 80%以上の場合は樹脂液をスプレーにより供給してはならない。

第４項　機関部

１－２－４－１　　　主機関

１．作業内容および取替部品は、特記仕様書によるものとする。

２．受注者は、設計図書に従って、以下の内容を記載した施工要領を監督職員に提出しなければならない。

(1) 主機関を解放した際の各箇所の計測方法および規格値。

(2) 主機関組立復旧後に行う運転試験時における試運転方法、計測方法および規格値

３．受注者は、主機関の整備にあたって、船舶安全法その他法令に基づいて施工するものについては、所要の検査に合格したのち復旧すること。

４．受注者は、主機関を解放した際には、付着したカーボン、スラッジ等を除去した後に、主要箇所の計測およびクラックの有無を確認しなければならない。

５．受注者は、主機関組立復旧の際、各部の取付けについて適切な管理を行うものとする。また、主機関組立復旧後に行う運転試験中は、各部の取付状況、オイル、液漏れがないか確認するものとする。

１－２－４－２　　　補機関

2-4-1 主機関を適用するものとする。

１－２－４－３　　　軸系および推進器

１．作業内容および取替部品は、特記仕様書によるものとする。

２．受注者は、設計図書に従って、軸系および推進器を解放した際の各箇所の計測方法および規格値を記載した施工要領を監督職員に提出しなければならない。

３．受注者は、軸系および推進器の整備にあたって、船舶安全法その他法令に基づいて施工するものについては、所要の検査に合格したのち復旧すること。

１－２－４－４　　ポンプ

１．作業内容および取替部品は、特記仕様書によるものとする。

２．受注者は、ポンプの整備にあたって、船舶安全法その他法令に基づいて施工するものについては、所要の検査に合格したのち復旧すること。

１－２－４－５　　諸管工事

作業内容および取替部品は、特記仕様書によるものとする。

第５項　電気部

１－２－５－１　　発電機

１．作業内容および取替部品は、特記仕様書によるものとする。

２．受注者は、絶縁抵抗の測定を実施する場合は、試験方法および規格値を記載した施工要領を監督職員に提出しなければならない。

３．受注者は、発電機の整備にあたって、船舶安全法その他法令に基づいて施工するものについては、所要の検査に合格したのち復旧すること。

１－２－５－２　　電動機

2-5-1 発電機を適用するものとする。

１－２－５－３　　盤、箱および電線路

2-5-1 発電機を適用するものとする。

第２章　施工管理基準

第１節　総則

機械工事施工管理基準（案）第１編共通編第１章総則に準拠する。

第２節　機器および材料管理

１．機械工事施工管理基準(案)第１編共通編第２章機器及び材料管理に準拠し、船舶及び浮体係留施設の材料管理における試験方法及び規格値として、次表も参照する。

番号	材料	規格・試験方法	試験項目
1	ワイヤロープ	JIS G 3525	寸法、破断試験、プレテンション
2	船用電線	JIS C 3410	構造試験、導体抵抗試験、耐電圧試験 絶縁抵抗試験、屈曲性、耐炎性、材料
3	ｼｬｯｸﾙ	JIS Ｂ2801 JIS Ｂ0251 JIS Ｂ0252 JIS Ｈ0401	荷重検査、形状、寸法検査、外観検査
4	ﾎﾞﾗｰﾄﾞ	JIS Ｆ2001	外観検査
5	船用一般ﾁｪｰﾝ	JIS Ｆ2106	外観検査 耐力検査（監督職員と協議のうえ、省略することができる。）
6	船用ﾏﾝﾎｰﾙ	JIS Ｆ2304	外観検査
7	鋼製風雨密小形ﾊｯﾁ	JIS Ｆ2321	風雨密試験（船上にてﾎｰｽﾃｽﾄ）
8	船用鋼製小形ﾊｯﾁｶﾊﾞｰ附属金物	JIS Ｆ2321 附属書２	寸法検査、外観検査
9	ｱﾝｶｰ	JIS Ｆ3301	構造、形状、寸法、曲げ検査、耐力検査 質量及び外観検査（船用ｱﾝｶｰの鋳鋼品のみ) 落下試験（鋳鋼品のみ) つち打ち検査（鋳鋼品のみ)
10	ﾌﾗｯｼｭﾊﾞｯﾄ溶接ｱﾝｶｰﾁｪｰﾝ	JIS Ｇ3101 JIS Ｇ3105 JIS Ｇ4051、 JIS Ｇ5101 JIS Ｆ3303	材料検査、切断検査、耐力検査 第３種ﾁｪｰﾝのﾘﾝｸの機械的検査 各種のｼｬｯｸﾙ及びｽｲﾍﾞﾙの耐力検査 形状及び寸法検査
11	ﾌﾞｲｼｬｯｸﾙ	JIS Ｆ3303、 JIS Ｇ3101 JIS Ｇ3105、 JIS Ｇ4051 JIS Ｆ3306	材料検査、耐力検査、寸法検査
12	電気防食陽極	ダム･堰施設検査要領(案)による。	材料検査、製品検査、性能検査

番号	材料	規格・試験方法	試験項目
13	係船柱	土木工事品質管理基準（案）に準拠	土木工事品質管理基準（案）に準拠
14	ｺﾞﾑ防舷材	土木工事品質管理基準（案）に準拠	土木工事品質管理基準（案）に準拠

特記仕様書等により、（財）日本船用品検定協会（HK）等の指定がある機器については，当該機関による証明書等により確認を行うものとする。

２．量産品の汎用品を用いる場合で、一品毎の試験が困難であり、監督職員の承諾を得た場合は、標準性能の試験記録で確認してもよいものとする。

３．特殊な機器を使用する場合、判定基準、管理方法等は、監督職員と協議して決定すること。

第３節　共通施工

２－３－１　溶接

機械工事施工管理基準(案)第 1 編共通編第 3 章共通施工第 1 節共通施工 3-1-1 溶接に準拠する。

２－３－２　ボルト接合等

機械工事施工管理基準(案)第 1 編共通編第 3 章共通施工第 1 節共通施工 3-1-2 ボルト接合等に準拠する。

２－３－３　塗装管理

１．機械工事施工管理基準(案)第 1 編共通編第 3 章共通施工第 1 節共通施工 3-1-3 塗装管理に準拠する。

２．船舶の修繕工事おいて、外観の保全を目的とした塗装の場合は、監督職員の承諾を得て、塗膜厚計測を省略することができる。

３．船舶の修繕工事おける塗装膜厚管理の管理基準は、監督職員と協議するものとする。

４．記録表は、次表を標準とする。

工事名	（例）〇〇丸修繕											
測定箇所	（例）船底部											
測定時期	船底塗料1号塗装　完了後				塗料標準膜厚				標準膜厚×0.7			
測定結果									測定器の種類			
測定年月日									測定者			
気温									湿度			
測定値　（単位:μ m）												
測定位置	1（上）		2（下）		3（左）		4（右）				平均	最低値
	膜厚	合計	膜厚	合計	膜厚	合計	膜厚	合計				
（例）①P												
②P												
③P												
④P												
⑤P												
①S												
②S												
③S												
④S												
⑤S												

P:左舷　S:右舷

２－３－４　防食

機械工事施工管理基準(案)第 1 編共通編第 3 章共通施工第 1 節共通施工 3-1-4 防食に準拠する。

電気防食についての留意事項

１.塗装を併用する場合は、過防食による塗膜剥離の促進を考慮して-1.05Ｖ以上が望ましい。
なお、このときの電位は水中抵抗や塗膜抵抗による電位降下分は、含まない。

２.船舶においては設置後の電位測定は行わない。

２－３－５　配管

機械工事施工管理基準(案)第 1 編共通編第 3 章共通施工第 1 節共通施工 3-1-5 配管に準拠する。

２－３－６　電気配線

機械工事施工管理基準(案)第 1 編共通編第 3 章共通施工第 1 節共通施工 3-1-6 電気配線に準拠する。

２－３－７　付帯土木工事

機械工事施工管理基準(案)第 1 編共通編第 3 章共通施工第 1 節共通施工 3-1-7 付帯土木工事に準拠する。

第４節　船舶

２－４－１　品質管理

１．品質管理の項目及び管理基準値等は、使用箇所、重要性等に応じて、監督職員との協議によるものとする。

２．維持修繕工事において機関を陸揚げし、機関開放を行う場合には事前に監督職員により承諾を受けた方法において陸上試運転を行うものとする。

２－４－２　材料等管理

材料試験の対象は、使用箇所、重要性等に応じて、監督職員の指示又は受発注者間協議によるものとする。

２－４－３　出来形管理

出来形管理の項目及び管理基準値等は、使用箇所、重要性等に応じて、監督職員との協議によるものとする。

第５節　浮体係留施設

２－５－１　品質管理（工場製作時）

気密試験

１．鋼製浮体の場合

内圧を 0.25kgf/cm^2（ゲージ圧）以上とし、30 分間放置した後に圧力低下しないこと、あるいは内圧を保持した状態で石鹸水を散布し空気漏れのないことを確認する。

２．コンクリート製浮体の場合

内圧を 0.02kgf/cm^2（水頭差で 20cm）として 20 分間放置し、圧力変化ΔP が 0.005kgf/cm^2（水頭差で 5cm）以下であることを確認する。

３．FRP 製浮体の場合

散水水圧内圧 2kgf/cm^2（ゲージ圧）以上にて水漏れの有無を確認するか、内圧を 0.025kgf/cm^2（ゲージ圧）以上とし、30 分間放置した後に圧力低下しないこと、あるいは内圧を保持した状態で石鹸水を散布し空気漏れのないことを確認する。

２－５－２　材料等管理

材料試験の対象は、使用箇所、重要性等に応じて、監督職員の指示又は受発注者間協議によるものとする。

２－５－３　出来形管理（工場製作時）

組立管理時における寸法管理の寸法許容差と測定箇所は以下のとおりとする。

１．鋼製浮体、内部鉄骨および連絡橋の場合

項目	許容誤差（mm）
全長　L（m）	±（20+L/5）
幅　　B（m）	±（10+B）
高さ　H（m）	±（10+H）

２．コンクリート製浮体の場合

項目	許容誤差（mm）
全長　L（m）	+30 −10
幅　　B（m）	+30 −10
高さ　H（m）	+30 −10

３．FRP 製浮体の場合

項目	許容誤差（mm）
全長　L（m）	±（20+L/5）
幅　　B（m）	±（10+B）
高さ　H（m）	±（10+H）

４．係船浮標等の浮体

寸法管理の寸法許容差と測定箇所は監督職員と協議して決定するものとする。

２－５－４　出来形管理（現場据付時）

据付（てい置）後の位置を設計図書、承諾図書等に基づいて確認するものとする。

なお、特記により有資格者による測量が必要な場合は、実施する。

２－５－５　品質管理（現場据付時）

外観管理は、全般についてボルトの緩み、損傷、曲がり等の異常がないかを確認する。

第３章　写真管理基準

第１節　船舶、浮体係留施設

国土交通省総合政策局建設施工企画課「機械工事施工管理基準（案）」に準拠する。